

みんなの党

1. 障害者総合支援法について

障害者福祉は利用者負担なしで、全国共通の仕組みを作るべきだと思います。この度、成立した障害者総合支援法には「視聴覚障害者の意思疎通支援事業」が含まれましたが、地域間格差や不十分な予算措置等の問題は依然として残ったままです。障害者総合支援法は施行後3年以内に検討事項と附帯決議の具体化を決めています。

今後の障害者総合支援法の見直しや拡充に対する貴党のご見解をお聞かせください。

【回答】

障害者自立支援法を廃止するという民主党の約束は破られ、単なる看板の掛け替えのみとなり、骨格提言や障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意と大きな隔たりがあり、みんなの党は反対した。「私たちのことを私たち抜きに決めないで！」という障害者権利条約の精神のもと、条約に早期に批准できるよう、立法や政策決定過程に働きかけを続けていく。総合支援法の附則にある見直しについては、当事者の意見を聞く常設的な場を整備したうえで、各当事者団体の意見も聞きつつ、当事者が入った委員会等で決定し、見直していくべきである。

2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について

市町村では、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業が必須事業とされていますが、派遣条件（利用条件）が自治体で異なる現状では、身体障害者手帳を持たない聴覚障害者、聴覚に障害のあるものと意思疎通の必要のあるものなど誰でもが自由に利用できる制度には至っていません。また盲ろう者に対する通訳・介助者の養成、派遣事業が都道府県でも必須化されていません。

同じ国民でありながら、居住する市町村によって受けるコミュニケーション支援の範囲や内容が異なってしまう現状について、貴党はどのようなご見解をお持ちですか。

【回答】

自治体による違いがある現状は問題ではあるが、将来的に道州制に向けて、大きな単位の地域で、同等の基準・サービスが行われるように、財源や権限を国から分配していくことが必要だと考える。

3. 意思疎通支援従事者（手話通訳者等）派遣事業で、派遣の連絡調整業務を遂行するコーディネーターの役割は非常に大きなものがありますが、この設置が義務化されていないこと、専門性の高い意思疎通支援従事者および派遣コーディネーターが市町村、都道府県で身分保障の根幹となる報酬が保障されていない現状をどうお考えですか。

【回答】

コーディネーターの設置は非常に大切である。こうした仕事が、非正規的な不安定な雇用で低報酬であることは問題で、正規・非正規の格差がない報酬を認めていくべきだと考える。

4. 行政機関では、聴覚障害者が自分の希望するコミュニケーション手段を使ってのサービスの提供を受けるに至っていない現状があります。国民である以上、障害の有無にかかわらず行政のサービスを受けられるべきであり、それを提供する義務が行政機関にはあると考えます。例えば、情報アクセスのバリア解消のため、都道府県市町村の福祉事務所等に手話で相談できるケースワーカー等の相談員の配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員の配置等を推進する必要があると思います。行政機関におけるアクセシブルな情報提供について、貴党はどのようなご見解をお持ちですか。

【回答】

行政機関でアクセシブルな情報提供は必須であり、職員研修や適切なスタッフの配置により改善していくべきである。

5. 政見放送への手話通訳、字幕の挿入の義務化、選挙時の情報保障について

5-1) 次回の参議院選挙比例代表に字幕付与の方針であるものの、現在は公職選挙法により、総選挙比例代表区、参議院選挙区は字幕付与もなく、総選挙小選挙区には字幕付与も手話通訳も政党持込みビデオで政党の任意に任されています。なお、知事選挙には、手話通訳の付与は実現しておりますが、字幕がありません。

国民でありながら候補者を選ぶ権利、参政権を行使するための情報の入手が制限されている状況を、貴党はどのようにお考えか、見解をお聞かせ下さい。

5-2) また、このたびの選挙において、政見放送、個人演説会、選挙公報など貴党の政見を訴える場面において、手話通訳、字幕、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助等の聴覚障害者・盲ろう者に対する情報保障を実施されますか？

5-1) について

【回答】

字幕や手話による情報提供を義務付けるべきだと考える。

5-2) について

【回答】

政見放送については、手話通訳や字幕をつけることになっており、その他についても対応できるように努力していきたいと考える。

6. 障害者差別禁止法について

現在、障害者差別禁止法の制定についての「差別禁止部会」の提言が出されています。

提言では、社会の理解を深めるために「差別」の定義と身近な調停・相談機関の設置など紛争解決の仕組みが必要としています。「合理的配慮の不提供」や「不均等待遇」を差別とするよう求めています。

障害者差別禁止法の制定について貴党のご見解をお聞かせください。

【回答】

差別禁止部会の提言の通り、合理的配慮の不提供を差別とするような差別禁止法の制定を早期にするべきだと考える。

7. 情報・コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

障害者福祉以外に医療、福祉全般、教育、司法、就労、放送・通信など社会のあらゆる分野で障害者の情報アクセスやコミュニケーションを保障する法制度は、聴覚障害者の生命や社会参加を保障するという重要性にも関わらず、確立していません。聴覚障害者のみならず他の障害者を含めた全国民に必要な仕組みとして情報アクセス・コミュニケーション保障を定めた法律が必要であると考えます。

このことについて、貴党はどのようにお考えか見解をお聞かせください。

【回答】

情報アクセス・コミュニケーション保障を定めた法律の制定が必要だと考えている。

8. その他

障害者施策について、貴党が特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

【回答】

みんなの党は障がい当事者の現職議員や候補者もあり、障がい者のことは障がい者自身で決めるという精神で、障害者権利条約に早期に批准できるように、当事者の観点から施策に取り組む。